

# 益城町複合施設建設基本設計業務委託特記仕様書（案）

## 第1 業務概要

### 1. 業務名等

- (1) 委託業務番号 令和2年度 新庁委 第1号
- (2) 委託業務名 益城町複合施設建設基本設計業務委託
- (3) 履行場所 益城町大字木山地内
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和2年（2020年）12月18日まで

### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 益城町複合施設（仮称）
- (2) 敷地の場所 益城町大字木山592 外4筆
- (3) 施設用途 主たる用途 公民館  
(平成31年国土交通省告示第98号別添二第十二号第1類とする。)  
その他の用途 男女共同参画センター、地域ふれあい交流館

### 3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項について「○」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

### 4. 設計と条件

本業務の設計の与条件については、「益城町複合施設建設基本計画（以下「基本計画」という。）」及び次のとおりとする。

- (1) 敷地の条件
  - (a) 敷地面積 約11,000㎡
  - (b) 用途地域 指定なし（市街化調整区域）
  - (c) 建ぺい率・容積率 70%・400%
  - (d) 防火地域 指定なし
  - (e) 日影規制 なし
  - (f) 高さ制限 道路斜線：適用距離20m、斜線勾配1.5  
隣地斜線：適用距離20m、斜線勾配2.35
  - (g) 隣接道路 北側 約14m（町道）、西側 約6m（町道）

(2) 施設の条件

- (a) 延べ面積:約2,000㎡
- (b) 主要構造:本業務により決定
- (c) 耐震安全性の分類

- ① 構造体:Ⅱ類
- ② 建築非構造部材:A類
- ③ 建築設備:甲類

耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日付け国営計発第126号、国営整第198号、国営設第135号）による。

(3) 建設の条件

- (a) 概算工事費 12.6億円
- (b) 建設工期 令和4年度（2022年度）から令和6年度（2023年度）まで（予定）

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ・ 設計概要書

○ 益城町複合施設建設基本計画

注) 基本計画記載の「子育て支援」の用途は、地域子育て支援拠点事業に特化せず、子どもや子育て世代が自由に利用できるスペースを想定し、計画すること。

(5) その他

実施設計業務及び地質調査業務については、別途発注予定である。

## 第2 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日付け国営整第176号（最終改定 平成31年3月29日付け国営整第200号））による。なお、同共通仕様書における「発注者」は益城町公共建築設計業務委託契約約款（以下「約款」という。）の「委託者」、「受注者」は同じく約款上の「受託者」、「調査職員」は約款上の「監督員」、「検査職員」は約款上の「検査員」と読替えて適用する。

### 1. 設計業務の種類

(1) 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する業務
- 建築（構造）基本設計に関する業務
- 電気設備基本設計に関する業務
- 機械設備基本設計に関する業務

- (2) 実施設計（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 建築（総合）実施設計に関する業務
  - ・ 建築（構造）実施設計に関する業務
  - ・ 電気設備実施設計に関する業務
  - ・ 機械設備実施設計に関する業務

## 2. 設計業務の内容及び範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とする。なお、設計に関する対象業務については次の業務内容とする。

（ [] の数字は、平成21年国土交通省告示第15条の業務内容の項目番号と整合した数字）

### (1) 一般業務内容及び範囲

#### (a) 基本設計

- ※ [1] 設計条件等の整理
  - ※ [1- i] 条件の整理
    - ・ [1- ii] 設計条件の変更等の場合の協議
- ※ [2] 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
  - ※ [2- i] 法令上の諸条件の調査
  - [2- ii] 建築確認申請に掛かる関係機関との打合せ
- ※ [3] 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- ※ [4] 基本設計方針の策定及び建築主への説明
  - ※ [4- i] 総合検討
  - ※ [4- ii] 基本設計方針の策定及び建築主への説明
- ※ [5] 基本設計図書の作成
- ※ [6] 概算工事費の検討
- ※ [7] 基本設計内容の建築主への説明

#### (b) 実施設計

- ・ [1] 要求の確認
  - ・ [1- i] 建築主の要求の確認
  - ・ [1- ii] 設計条件の変更等の場合の協議
- ・ [2] 法令上の諸条件の調査
  - ・ [2- i] 法令上の諸条件の調査
  - ・ [2- ii] 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
- ・ [3] 実施設計方針の策定
  - ・ [3- i] 総合検討
  - ・ [3- ii] 実施設計のための基本事項の確定
  - ・ [3- iii] 実施設計方針の策定及び建築主への説明

- ・ [4] 実施設計図書の策定
  - ・ [4-i] 実施設計図書の作成
  - ・ [4-ii] 建築確認申請図書の作成
- ・ [5] 概算工事費の検討
- ・ [6] 実施設計内容の建築主への説明等

(2) 追加業務の内容及び範囲

(a) 基本設計及び実施設計時

- 住民説明や関連委員会等に必要な資料の作成及び出席、議事録作成等の運営支援（ファシリテーターの派遣を含む。）
- 庁内会議及び関係機関協議等の資料作成や出席及び議事録作成等の運営支援
- 透視図作成
  - ・ 模型製作
  - ・ 模型の写真撮影

(b) 基本設計時

- ・ 保全計画年表の作成
- 概略工事工程表の作成

(c) 実施設計時

- ・ 積算業務
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ 確認申請手続き業務（手数料の納付は含まない。）
- ・ 関係法令等に基づく協議や各種申請手続き又は届出業務
- ・ リサイクル計画書
- ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
- ・ 建築物の利用に関する説明書の作成
- ・ 日影図の作成
- ・ 撤去・解体に伴う網羅的な事前調査（石綿等を含む。）
- ・ 電波障害の調査及び報告書の作成（別紙仕様書参照）

## 2. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- (b) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。

- (c) 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- (d) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上(省人化や工事日数短縮)に配慮する。

## (2) 適用基準等

本業務には、熊本県及び国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は、対象施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、設計年度と施工年度が異なる場合、最新版を採用することとする。

### (a) 共 通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
  - ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
  - ・ 木造計画・設計基準
  - ・ 木造計画・設計基準の資料
- 官庁施設の環境保全性基準
  - ・ 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 建築設計業務等電子納品要領
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編）
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
  - ・ 建築解体工事共通仕様書
- 建設副産物適正処理推進要綱
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（やさしいまちづくり条例）
- ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（熊本県）
- 益城町公共施設・公共工事木材利用推進基本方針
- 熊本県公共施設整備ガイドライン
- 災害拠点建築物の設計ガイドライン（案）
- 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン

### (b) 建 築

- 建築工事設計図書作成基準

- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
  - 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 擁壁設計標準図
- 構内舗装・排水設計基準
  - 表示・標識標準

(c) 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

(d) 設 備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
  - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
  - 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
- 建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）

(e) 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(3) 提出書類

提出書類については、別表に掲げるものとし、下記事項留意し、遅延なく提出する

こと。

- (a) 受託者は、設計を行う施設等の用途、規模及び建設費等を十分に検討のうえ、設計担当者を選定し、「業務着手届」、「業務工程表」及び「業務計画書」を委託者に提出し、設計を工程どおり完了させること。
- (b) 受託者は業務の一部を第三者に委託する場合は、約款第12条第2項に基づき、原則として、町に指名願いを提出している者の中から選定し、「再委託承諾願」に「設計者経歴者」及び「契約書の写し」を添えて委託者に提出し、承諾を受けること。ただし、建築士事務所の登録が必要な業務の一部を、建築士事務所の登録をしていない第三者に委託する場合は、原則として、町に指名願いを提出している者の中から選定し、「再委託承諾願（補助業務）」に「設計者経歴書」及び「契約書の写し」を添えて委託者に提出し、承諾を受けること。
- (c) 前各号に掲げる事項に変更が生じた場合には、速やかに委託者に報告し、承諾をうけるものとする。なお、プロポーザル方式により設計者を選定した場合は、選定時に示した担当者については、原則として変更することはできないものとする。
- (d) 業務が終了したときは、約款第31条の規定に基づき、「業務完了通知（報告）書」を提出し、委託者の検査を受け合格後、「成果物引渡し申出書」とともに成果物を引渡すものとする。

#### (4) 業務工程表

業務工程表には監督員との打合せ日、基本設計及び実施設計図書の提出時期等を記載すること。

#### (5) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、プロポーザル方式により本業務を受注した場合は、下記に示す書類の中で、事前に提出したものについては省略できる。

##### (a) 業務体制

- ① 管理技術者の氏名、役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- ② 各主任担当技術者の担当分野、氏名、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- ③ 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績
- ④ 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- ⑤ 総合、構造、電気及び機械以外に分担業務を追加する場合は、分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の当該分野における同種又は類似業務の実績

績、手持業務の状況

(b) 業務運営計画及び業務方針

業務に取り組む体制及び設計上配慮すること等

(6) 管理技術者等の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。また、建築設備士、建築構造士及び建築積算資格者の活用に努めること。ただし、軽微なものは、委託者と協議のうえ除くことができる。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
- 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（建築設備士）

(7) 貸与資料等

(a) 既存設計図書等

- 既存建築物設計図書一式
  - ・ 既存工作物設計図書一式

(b) 既存資料

- 隣接地調査資料（柱状図）

(8) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- (c) その他（ ）

(9) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 業務の実施に当たり、受託者は十分に現地調査を行い、現地と差異がないようにすること。
- (b) 本事業の財源は、国の補助金及び起債を予定しており、それらを最大限活用できる計画とするとともに、必要となる資料の作成を行うこと。
- (c) 本事業は、建設用地について土地収用法に基づく事業認定を目指しており、それに伴う協議や必要となる資料の作成を行うこと。
- (c) 指定部分の範囲（ ）  
指定部分の履行期限（ ）
- (d) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用

することがある。

(e) 内訳明細書はエクセルデータによる提出をすること。

(f) 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影をする場合は、次の事項を条件とすること。

① 写真は町が行う事務並びに町が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作権名を表示しないことができる。

② 次に挙げる行為をしてはならない（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）。

1) 写真を公表すること。

2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(g) 設計条件・設計図書に関しての軽微な変更については、約款の規定にかかわらず、業務委託料及び履行期間の変更は無いものとする。

(h) 工事実施に当たり、各部の納まり及び設計内容上の疑義が生じた場合、その問い合わせに対し、受託者は十分対応を行うものとし、現地の立会い等の必要が生じた場合は、担当者を派遣すること。

(i) 設計図書等の作成方法

① 設計に使用する用語、材料、工法等の名称は、（一社）公共建築協会発行の「公共建築工事標準仕様書」、JIS又はJASに使用される名称とし、特定の製品名及び製造所の記載や、特定の製品が推定されるような表現をしてはならない。

② コスト管理により生涯費用を考慮に入れたコスト縮減に配慮を行うこと。

③ 資材選定を行ううえで、県内で産出、生産または製造されたもの（「県産資材」という。）の優先使用について配慮、検討しなければならない。

④ 特許に係るような特殊な工法若しくは特殊な材料を使用する場合には、予め委託者と十分協議し、承諾を受けるものとする。

⑤ 設計図書（図面、仕様書、内訳書、構造計算書等）には、設計者の氏名及び建築士登録番号を記名し、押印すること。

⑥ 数量元拾い等積算関係の提出書類には、積算を行った者の氏名、資格名称及び番号を記名し、押印すること。

(j) 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置

① 暴力団等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処する。

1) 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署へ通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

2) 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに委託者に報告すること。

② 不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は委託者と協議を行うこと。

### 3. 成果物

#### (1) 提出について

提出する成果物は、(2)及び(3)に掲げるものとするが、適宜追加してもよい。提出部数及び製本形態については監督員との協議によること。電子納品については2部提出すること。なお、実施設計に係る成果図書については、別途下記のとおり製本し、提出することとする。

※工事原義用図面 ( )部：工事毎にA4版折込製本（綴じ穴2か所）

※工事監理用図面 ( )部：工事毎に2つ折り製本

※入札公告用PDFデータ ( )部：1ファイル4MB以内

(図面・仕様書・金抜内訳書をPDF形式にしたもの)

#### (2) 基本設計に係る成果図書

(a) 基本設計方針	
○基本設計図決定説明書 ○設計、配置及びデザインのコンセプト並びに設計条件に関する検討書 ○各案の比較検討書	
○建物概要 ○仕様概要表 ○仕上概要表 ○配置計画 ○動線計画 ○意匠計画 ○景観計画 ○色彩計画	○法令確認 ○防犯計画 ○防災計画 ○外構計画 ○植栽計画 ○雨水排水計画 ○施工計画等
○構造計画技術資料 ○構造工法検討資料 ○概略計算書	○電気設備計画技術資料 ○概略計算書 ○設備方式選定検討書 ○防災計画書 ○概算ランニングコスト
○給排水設備計画技術資料 ○概略計算書 ○設備方式選定検討書 ○防災計画書 ○概算ランニングコスト	○空調換気設備技術資料 ○概略計算書 ○設備方式選定検討書 ○防災計画書 ○概算ランニングコスト

(b) 基本設計図書	
○建築（総合）基本設計図書 ○計画説明書 ○仕様概要書 ○仕上概要表 ○面積表及び求積図 ○敷地案内図 ○配置図 ○平面図（各階） ○断面図 ○立面図（各面） ○仮設計画概要書	○建築（構造）基本設計図書 ○構造計画説明書 ○構造設計概要書 ○電気設備基本設計図書 ○電気設備計画説明書 ○電気設備設計概要書 ○機械基本設計図書 ○機械設備計画説明書 ○機械設備設計概要書 ○外構その他基本設計図書 ○外構計画説明書
(c) ○工事費概算書	
(d) ○透視図（外観2種、内観1種、カラー表現）	
(e) ○打合せ記録簿	
(f) ○現地調査書 現況の一般事項及び現地写真（様式任意）	
(g) その他	
○面積比較表 ○コスト管理表 ○工程計画の概要	

(3) 実施設計に係る成果図書

(a) 実施設計図書	
① 図面（別表参照） A 共通図面 B1 建築（総合）設計図 B2 建築（構造）設計図 C 電気設備設計図 D 機械設備設計図 E 屋外その他設計図	② 計算書 ・構造計算書 ・設備構築物構造計算書 ・電圧降下計算書 ・容量計算書 ・照度計算書 ・給水流量計算書 ・排水流量計算書 ・換気風量計算書 ・空調負荷計算書
(b) 透視図（外観2種、内観1種、カラー表現）	
(c) 工事費概算書	
・内訳明細書（各工事単位毎） ・数量元拾い ・工事費集計表 ・見積書等	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算チェックマニュアル</li> <li>・積算根拠資料一式</li> </ul>
(d) 打合せ記録簿
(e) 届出関係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認通知書</li> <li>・省エネ法による届出書</li> <li>・建築物総合環境性能評価システム (CASBEE)</li> <li>・リサイクル計画書</li> <li>・防災計画書</li> <li>・消防法等関係届出書</li> <li>・建築物の利用に関する説明書</li> </ul>
(f) その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積比較表</li> <li>・コスト管理表</li> <li>・採用製品カタログ (写し可)</li> </ul>

別表1 実施設計図面

A 共通図面		縮尺	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙</li> <li>・図面目録</li> <li>・工事概要</li> <li>・特記仕様</li> <li>・配置平面図、付近見取図</li> <li>・面積表、面積計算書</li> </ul>		1/200~1/600	
B1 建築（総合）設計図	縮尺	B2 建築（構造）設計図	縮尺
<ul style="list-style-type: none"> <li>・内外仕上表</li> <li>・各階平面図</li> <li>・屋根伏図</li> <li>・立面図</li> <li>・断面図（2面以上）</li> <li>・矩計詳細図</li> <li>・階段詳細図</li> <li>・平面詳細図</li> <li>・室内展開図</li> <li>・各部詳細図</li> <li>・床伏図</li> <li>・天井伏図</li> <li>・建具表</li> <li>・色彩計画表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/100~1/200</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>1/20~1/30</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>1/50</li> <li>1/1~1/20</li> <li>1/100~1/200</li> <li>〃</li> <li>1/30~1/50</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書</li> <li>・構造基準図</li> <li>・構造伏図（各階）</li> <li>・軸組図</li> <li>・部材断面表</li> <li>・床版、階段及び基礎配筋図</li> <li>・部材詳細図</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1/100~1/200</li> <li>1/20~1/30</li> <li>〃</li> <li>1/20~1/50</li> </ul>



別表 2 着手時の提出書類

	書類名	様式	根拠規定等
1	業務着手届	様式 1	約款第 42 条
2	管理技術者通知書	様式 2	約款第 15 条
2-1	管理技術者経歴書		仕様書
3	業務工程表	様式 3	〃
4	業務計画書	様式 4	〃
4-1	業務体制表	別添様式 4-1	〃
4-2	管理技術者の経歴等	別添様式 4-2	〃
4-3	建築設備資格者の経歴等	別添様式 4-3	〃
4-4	各主任担当技術者の経歴等	別添様式 4-4	〃
4-5	担当技術者の経歴等	別添様式 4-5	〃
4-6	協力事務所の名称等	別添様式 4-6	〃
4-7	分担業務分野の追加	別添様式 4-7	〃
4-8	業務運営計画及び業務方針	別添様式 4-8	〃
5	再委託（変更）承諾願	様式 5	約款第 12 条
6	再委託（変更）承諾願（補助業務）	様式 6	約款第 12 条